

# 吉川地区 市政懇談会資料

令和2年11月14日

市政懇談会出席者一覧（吉川地区）

役 職	氏 名
市 長	<small>なか た かず ひこ</small> 仲 田 一 彦
副 市 長	<small>おお にし ひろ し</small> 大 西 浩 志
副 市 長	<small>ごう だ ひとし</small> 合 田 仁
教 育 長	<small>にし もと のり ひこ</small> 西 本 則 彦
総合政策部長	<small>やま もと よし ふみ</small> 山 本 佳 史
総務部長	<small>いし だ ひろし</small> 石 田 寛
市民生活部長	<small>やす ふく しょう じ</small> 安 福 昇 治
健康福祉部長	<small>いわ さき くに ひこ</small> 岩 崎 国 彦
産業振興部長	<small>よ くら ひで あき</small> 與 倉 秀 顕
都市整備部長	<small>ます だ ひで なり</small> 増 田 秀 成

## 地区からの意見・提言

### 吉川地区

※市政懇談会で意見交換を行う意見・提言

	意見・提言の内容	回答者
1	吉川都市計画区域(非線引き)における土地利用方針について	都市整備部長
2	山田錦の郷及び周辺の観光地について	産業振興部長
3	土地の埋め立てに関する規制について	市民生活部長
4	新型コロナウイルス感染症対策について	(4-1)健康福祉部長 (4-2)健康福祉部長 (4-3)総合政策部長 (4-4)市民生活部長
5	有害鳥獣対策の強化について	(5-1)産業振興部長 (5-2)市民生活部長
6	防犯対策の強化について	市民生活部長

※その他の意見・提言

	意見・提言の内容	回答者
7	吉川支所周辺整備について	—
8	学校再編について	—
9	(県)市道路整備等及び管理等について	—
10	水路からの越流について	—
11	吉川インターバス停付近の違法駐車対策について	—
12	市からの報告をメール等でできないか	—
13	防災ラジオの配布	—
14	交通安全対策について	—
15	区長の業務軽減について	—
16	住宅地外周の除草作業について	—

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	1	吉川都市計画区域（非線引き）における土地利用方針について（市野瀬）
<p>（内容）</p> <p>吉川町は、区域区分の定めのない未線引き都市計画区域になっており、土地利用に関する制限が緩く、地域住民が望まない土地利用が進行する恐れがあります。また、高齢化の進展、日用品や食料品等の買物事情の悪化、学校の統廃合、若年層の人口流失等による地域活力の低下が生じており、持続可能な生活環境のためには、拠点となる地域へ都市機能を集約するなど、暮らしやすい都市構造が必要となってきました。このことから、吉川町(吉川都市計画区域)の地域活力の低下に対する課題等を踏まえて、土地利用(まちづくり)の将来像を示して頂きたい。</p>		
回答	<p>（担当課）都市整備部 都市政策課 総合政策部 企画政策課</p>	
<p>吉川地区（吉川都市計画区域）は、開発による土地利用意向が強くないうえ、住民からの線引きを望まないとの意見もあり市街化区域と市街化調整区域の線引きを定めない、非線引きの都市計画区域として昭和60年7月2日に決定告示されています。</p> <p>吉川地区の土地利用の規制につきましては、「都市計画法」による開発行為の届け出義務、「農業振興地域の整備に関する法律」による優良農地の保全、「森林法」による森林の適正利用の確保、「兵庫県緑条例」による適正な土地利用の推進、森林及び緑地が保全される等、諸法令により土地利用規制がされていることから、現時点では無秩序な市街化の進行に歯止めがかかっています。</p> <p>しかしながら、今後、社会経済情勢の変化により、当地区の開発による土地利用意向が強まり、急激かつ無秩序に市街地が進行することで、生活環境の悪化等が想定される場合は、地域の皆様と相談しながらこれらの対策として、用途地域や特定用途制限地域、地区計画等の指定を検討いたします。</p> <p>市の都市計画の方針として都市計画マスタープランでは、鉄道駅周辺や地区の公民館周辺等を拠点に位置付けています。吉川地</p>		

区につきましては、支所周辺をコミュニティ拠点に位置付け、生活  
利便施設やコミュニティ施設等の確保と居住を維持するエリアと  
しています。各拠点には地域の実情に応じた都市機能を集積させ、  
各拠点間をバス交通ネットワーク等で連携することで、都市機能  
の相互補完を行う地域連携型構造のまちづくりを進めていきたい  
と考えています。

地域活力維持拡大への対策につきましては、山田錦の郷及びそ  
の周辺の地域資源の更なる利活用など、チーム三木でアイデアを  
出し合い、吉川地区の皆様にも、愛着や誇りをもってもらえる地区に  
なるよう、皆様の御意見をいただきながら、まちづくりを進めてま  
いります。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	2-①	山田錦の郷及び周辺の観光地について (吉川まちづくり協議会)
<p>(内容)</p> <p>町内一の景勝地である黒滝、現在、黒滝観光客が多くなってきており、駐車は吉川支所の駐車場を利用と案内してあるが、近くの農道、県道に駐車して近隣の迷惑になっているので、集落排水処理場跡地を駐車場として整備してほしい。</p>		
回 答	(担当課) 産業振興部 観光振興課	
<p>ここ数年、観光雑誌やおでかけサイト等に黒滝が掲載され、その影響により、黒滝への観光客も増加していると考えられます。</p> <p>黒滝に関するお問い合わせの中では、駐車場の有無を尋ねられることもありますが、その場合は、山田錦の郷や吉川支所の駐車場をご利用いただくようにお伝えしております。</p> <p>ご指摘の集落排水処理場を駐車場にすることは、県道や農道に駐車する車が減り、観光客にとっても便利になると思いますが、一方で、山田錦の郷への誘導し売上増に繋げていたこと、黒滝周辺のごみのポイ捨ての心配もあります。</p> <p>そのため、今年度から着手している吉川地域の活性化をめざした「山田錦の郷活性化構想」を、吉川町まちづくり協議会や吉川町商工会などのメンバーからなる「よかわ活性化委員会」において検討・協議した後に策定する中で、観光客の導線と周辺の住環境を意識した黒滝の駐車場の在り方を検討します。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	2-②	山田錦の郷及び周辺の観光地について (吉川まちづくり協議会)
<p>(内容)</p> <p>吉川温泉「よかたん」豊富な炭酸含有量の炭酸泉(日本一)周辺の開発、及びPRについてさらに進めていただきたい。</p>		
回答	(担当課) 産業振興部 観光振興課	
<p>よかたんは、昨年度と今年度に、家族風呂や露天風呂をはじめ、飲食スペースや休憩スペースのリニューアル工事をいたしました。</p> <p>また、周辺整備については、山田錦の郷活性化構想の策定により方針を決めたいと考えています。</p> <p>今後とも、日本有数の炭酸泉よかたんをはじめ、メイドインよかわの農産物など吉川地域の魅力を広くPRしてまいります。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	2-③	山田錦の郷及び周辺の観光地について（実楽）
<p>(内容)</p> <p>山田錦の館 広報みきの施設イベント頁には毎月の各施設のイベント情報が掲載されているが、山田錦の館は、毎月「刃物研ぎ」だけです。山田錦の館の本来の目的は何か、三木市の指導方策はあるのか。</p>		
回 答	(担当課) 産業振興部 観光振興課	
<p>山田錦の館を整備する際に国の補助金を活用しており、補助金申請の中で旧吉川町から「経営構造対策事業計画書」を提出しております。</p> <p>この計画の基本的な方向として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 特産品山田錦を中心とする地域農産物及び都市農村交流や地域農業文化等の情報を発信する総合交流拠点を整備することにより、農業者の意識向上を図る。</li> <li>② 農家所得の向上を図るため、直売加工を行うに必要な農産物の定着を図り、地域農産物のPRと消費拡大を行う。</li> <li>③ 地域交流を行うことにより町内外の人々との交流を深めるとともに研修会、品評会等を行い営農意欲の向上を図る。</li> <li>④ 集落営農、認定農業者、農作業受託組織等の地域の担い手の育成を図り、農地の流動化を促進し農業経営の安定化を目指す。</li> </ol> <p>としております。</p> <p>現在も、市から吉川まちづくり公社へ指定管理により委託し、その計画の方向どおり、ようしょう会や彩雲による特産品の販売や日本酒の販売を行っているところであり、利用客の方々には大変満足いただいております。</p> <p>しかしながら、ご指摘のとおり、広報みきでは山田錦やメイドインよかわの農産物などの魅力が十分に発信できていませんでした。</p> <p>今後は、単なる催しのPRだけでなく、山田錦の館本来の目的に沿ったPRを広く進めてまいります。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	3	土地の埋め立てに関する規制について (新田)
<p>(内容)</p> <p>現在、地区内において残土等の持ち込み、埋め立てなどの苦情が住民から多くなっています。三木市に対応を確認したところ、県による1,000㎡以上の規制等のみと返答で、県に苦情を申し立てても取り締まりが実際できていない状況です。</p> <p>隣接の三田市の場合、市の条例として規制を実施しています。規制については県の基準より小さな規模でも届出や許可が必要となっています。</p> <p>当地区以外でも残土の無許可持ち込み問題が多く発生しているものと思います。</p> <p>今後の対策のためにも、市独自の条例による規制をお願いしたい。</p>		
回答	(担当課) 市民生活部 生活環境課	
<p>土地の埋立てに関する規制は、兵庫県が定める「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」と三木市が定める「三木市環境保全条例」により土砂の不適正な処理を未然に防止しています。</p> <p>規制の対象規模要件としては、県条例では1,000㎡以上の土砂を埋立する場合にあらかじめ県の許可が必要となり、また、市条例では土砂の埋立てのため1,000㎡以上の土地の区画形質の変更を伴う場合に事前協議が必要となります。</p> <p>御意見にあるケースの場合、土地はこれまでに建設業者の事務所及び資材置場等に使用されていることから、市条例の区画形質の変更が伴うとは言えず、また面積についても兵庫県北播磨県民局環境課は1,000㎡以上とは認定していないため、当該事業所そのものへの規制は困難です。</p> <p>ただし、運搬車両の走行に伴う生活苦情については実態把握の上、関係機関と連携し、可能な範囲で指導を行ってまいります。</p>		

なお、市の条例規制の強化については、条例で規制を強化しても市単独では指導が困難な事例もあり、現条例が県条例と整合がとれていることから県と市が歩調を合わせて対応することが適切であると考えます。

地域においても、土地を賃貸される場合においては、土地所有者としての責任もあることから、事業内容を十分に把握していただくから売買や賃貸され、事業開始後も適正に事業がなされているか確認していただくようご協力をお願いいたします。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	4-①	新型コロナウイルス感染症対策について (吉川まちづくり協議会)
(内容)	感染者について、市内で感染者が出た場合の情報をもっと出して欲しい。	
回答	(担当課) 総合政策部 危機管理課 健康福祉部 健康増進課	
<p>新型コロナウイルス感染者が出た場合の公表につきましては、保健所を設置している兵庫県をはじめ、神戸市などの政令指定都市、姫路市や西宮市、尼崎市、明石市などの中核市が行っています。</p> <p>上記以外の市および町からの発表は、通常、県の公表内容を受けたものとなっています。</p> <p>詳しくご説明しますと、①感染者が出た場合には、まず兵庫県が、法律に基づき、感染症患者に対して、積極的疫学調査として、年齢・性別・職業・居住地・経過症状・濃厚接触者（感染している可能性がある方）・行動歴等の聞き取り調査を行うとともに、入院に向けた対応も行います。併せて、感染者の濃厚接触者へのPCR検査や関係箇所の消毒作業を行います。</p> <p>聞き取り調査の際、本人に対して居住地などの情報の公表について、同意をいただけるかの確認が行われます。</p> <p>②その後、兵庫県から居住地自治体へ情報提供され、本人の同意があれば、市として感染状況を公表し、本人の同意が得られない場合は、「加東健康福祉事務所管内」として公表されます。</p> <p>これは、感染された方やご家族のプライバシーへの配慮、並びに風評被害の防止のためですので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>しかしながら、市民の安全を守ることができないと三木市長が判断した場合には、三木市として必要な情報を公表いたします。</p> <p>また、9月から、これまで「加東健康福祉事務所管内」の感染者として県が発表していた感染者について、一定期間が経過した場合、加東健康福祉事務所管内の感染者数から、居住地の自治体の感染者数を移行し発表されることとなっています。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	4-②	新型コロナウイルス感染症対策について (吉川まちづくり協議会)
(内容) 感染者が出た場合の行政の対応について、また、感染が拡大した場合の具体的な対応策について聞きたい。		
回 答	(担当課) 総合政策部 危機管理課 健康福祉部 健康増進課	
<p>感染者が出た場合の行政の対応につきましては、まず兵庫県が、法律に基づき、感染症患者に対して、積極的疫学調査として、年齢・性別・職業・居住地・経過症状・濃厚接触者（感染している可能性がある方）・行動歴等の聞き取り調査を行います。併せて、濃厚接触者へのPCR検査や関係箇所の消毒作業を実施するとともに、感染者が急増した場合の対策病床数の把握、宿泊医療施設などへのアプローチや単身自宅療養者へのフォローなどを行います。</p> <p>感染症患者への聞き取り調査の後、兵庫県から居住地自治体へ、本人の同意の有無について、情報提供されるとともに、本人の同意に基づき、市として感染状況を公表します。併せて、県からPCR検査や消毒、健康観察への協力要請があった場合には、市の保健師が協力しているところです。</p> <p>感染が拡大した場合の兵庫県の具体的な対応策につきましては、無症状者や軽症者は自宅療養ではなく、原則として入院による対応を行っています。確保されている病床数は、重症対応110床、中軽症対応553床の計663床（10月13日現在）となっています。</p> <p>患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないように、入院後の無症状者や軽症者は、医師・看護師等医療体制を整備した宿泊療養施設へ移るよう5施設700室（同日現在）が確保されています。</p> <p>10月15日の報道では、10月14日に対策本部会議で、感染者が入院する病床を現在の663床（うち重傷者110床）から、</p>		

300床（同50床）に半減すると決定しました。入院後に、無症状者や軽症者が移る、医師・看護師等医療体制を整備した宿泊療養施設も700室から400室に縮小されますが、感染者の自宅療養は原則的に避ける方針を堅持しました。半減の理由としては、兵庫県では感染者の増加傾向にあわせて7月下旬以降、重症対応110床、中軽症対応553床の計663床を維持確保されていましたが、10月13日現在、感染者数が一定数を維持していることから、県が見直しをされたためです。県は、今回病床の運用を縮小しても、感染者が増えれば、1週間以内で戻せるとのことです。

入院または宿泊療養の患者数は下表のとおりです。

【10月13日現在】

区分	確保病床等	患者数	差引
入院	300 (663)	106	194 (557)
うち重症対応	50 (110)	15	35 (95)
宿泊	400 (700)	28	372 (672)
合計	700(1,363)	134	566(1,229)

※（ ）は7月下旬以降に確保されていた病床数、室数

なお、10月13日現在の県内の患者発生状況は、陽性者数（累計）は、2,913人、そのうち2,720人（93.4%）が既に退院されており、死亡者は59人、入院106人、宿泊療養は28人となっています。

検査実施者数

	陽性者数（累計）						
		入院			宿泊療養	死亡	退院
		中等症以下	重症				
61,514	2,913	106	91	15	28	59	2,720

PCRの検査体制につきましては、10月13日現在、1日当たり最大1,880件の検査が可能となっており、最近の検査数は470件程度（約25%）となっています。

感染が拡大した場合の市の具体的な対応といたしましては、管

内の感染拡大を受け、8月・9月と兵庫県からの要請により三木市の保健師が、PCR検査や消毒指導、健康観察への協力を行いました。今後も管内の状況を踏まえて、加東健康福祉事務所と連携、協力しながら感染拡大防止を進めます。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	4-③	新型コロナウイルス感染症対策について (福吉)
<p>(内容)</p> <p>新型コロナウイルスの感染症患者の情報について4月17日の市長メッセージで『市民の安全を守れないと判断した場合・・・市として必要な情報を公表する・・・』と述べられているが、どのような場合を想定されているのか、お伺いしたい。</p>		
回 答	<p>(担当課) 総合政策部 危機管理課 健康福祉部 健康増進課</p>	
<p>「市民の安全が守れないと判断した場合」とは、県が認定するクラスター(感染者集団)が発生又は発生するおそれがある場合において、多くの濃厚接触者が発生した時や濃厚接触者の特定に時間を要した時であり、市内での感染拡大が懸念される場合を想定しています。</p> <p>こうした事が起きた場合、市はクラスター(感染者集団)の発生施設、感染者が使用した施設、通勤手段など、必要な情報を市民の皆様にお伝えするとともに、市にも相談窓口を設け、加東健康福祉事務所とも連携しながら、迅速・適切な対応に努めてまいります。</p> <p>8月20日に市内小学校で児童が感染した場合におきましても、小学校名を公表しており、感染拡大防止策として児童の安全が確保できるまでの間、休校となる措置を行っております。</p> <p>今後も新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するように努めてまいります。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	4-④	新型コロナウイルス感染症対策について (福吉)
(内容)		
<p>感染拡大が進行する中、感染予防のため、各種会議の書面決議が多く、形式的に済まされているように感じます。書面だけのやり取りでは広く意見を求めるのは難しく、住民が意見を述べる機会が少なくなっているのではないかと感じます。工夫が必要である。</p>		
回 答	(担当課) 市民生活部 市民協働課	
<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、多人数で集まる会議・会合については一堂に会することを避け、書面決議となったものが多いことはご指摘のとおりです。これは三木市が開催する会議だけではなく、住民間での会合や民間イベント等でも同様であり、全国的な傾向となっています。</p> <p>会議の開催の可否は、その内容、参加者、緊急性のほか、国や県が示す感染防止のガイドラインに鑑みて主催者により決定されています。そういったことから、一律的な基準により開催を推進することは困難ですが、市としては、市民や関係者から意見をいただくことは重要であると考え、出来る限り対面での会議・会合ができるように努めています。</p> <p>一例としまして、三木市区長協議会連合会の理事会については、5月の定例会については書面開催となりましたが、区長協議会連合会ご自身が「対面での意見交換をすべき」と判断されたことから、翌月からは、いつもより広い会場でソーシャルディスタンスを確保し、感染防止策を徹底して対面式の会議を開催しています。</p> <p>また、現在、官公庁間や民間事業者との会議については、インターネットを活用したテレビ会議により開催することも増えていきます。今後、一堂に会することなく対面での会議を行えるよう、必要な施設整備なども進めているところです。</p> <p>市の各課が所管する市民との会議については、今後とも工夫を凝らし、みなさんの意見が市政に反映されるよう努力してまいります。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区
意見・提言	5-① 獣害対策の強化について（福吉）
<p>（内容）</p> <p>イノシシの侵入を防ぐワイヤーメッシュや電気柵を設置し、獣害対策に努めていますが、どこからか侵入して、農地を荒らす被害が年々増えており、個体数が増加しているように感じます。個体数を減らすため、捕獲檻の増設や捕獲報奨金の増額など、獣害対策の強化に努めてもらいたい。</p>	
回 答	（担当課）産業振興部 農業振興課
<p>イノシシの個体数については、捕獲頭数が年々増加している状況からも増加しているものと推測します。</p> <p>ご承知のとおり、有害鳥獣の電気柵等は農地への侵入防止対策であり、個体数の減少に直接的な効果はありませんが農作物を有害鳥獣から守るためには、電気柵等の設置後の管理が重要となりますので、点検・維持管理に努めていただきますようお願いいたします。</p> <p>また、ご指摘のとおり、獣害の根本的解決の最も効果的な手法は「捕獲」並びに「駆除」です。</p> <p>三木市は、狩猟に係る有資格者で組織され、兵庫県知事から鳥獣捕獲等事業者として認定されている兵庫県猟友会三木支部並びに美囊支部に対して「有害鳥獣捕獲業務」を全面的に委託し、また、必要な捕獲資材の無償提供、捕獲頭数に応じた捕獲報奨金を交付しています。</p> <p>しかしながら、学習能力と繁殖力の高い野生動物に対して捕獲等の駆除力が追い付いていないのが現状で、今後一層の組織体制の拡大や捕獲活動の強化が求められます。</p> <p>今後も猟友会両支部と、捕獲罠の増設や更新、捕獲報奨金の増額について協議し、捕獲の強化に努めて参ります。</p> <p>なお、捕獲罠等の増設には、設置場所の地権者のご理解とご協力、事故防止のための地域住民への設置個所の周知徹底等が不可欠となりますのでよろしく申し上げます。</p>	

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	5-②	有害鳥獣対策の強化について（みなぎ台北）
<p>(内容)</p> <p>有害鳥獣（イノシシ、アライグマ）については、捕獲等の対応を頂いているみたいですが、カラスについてもゴミステーションについて何らかの対応をお願いします。</p>		
回 答	(担当課) 市民生活部 環境課	
<p>ゴミステーションにおけるカラスなどの被害対策として、以下の防鳥ネットの補助をご利用ください。</p> <p>1 申請者 地区の衛生常務委員、区長（自治会長）又はゴミステーション管理責任者</p> <p>2 補助金額 購入価格（消費税等相当額を除きます。）の2分の1（ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。）とし、1ステーションあたり9千円まで</p> <p>※ 申請される場合は、以下にお問合せください。</p> <p>問合せ先 環境課（三木市清掃センター）業務係まで 電話 0794-83-2608 FAX 0794-83-2695</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	6	防犯対策の強化について（実案）
<p>（内容）</p> <p>防犯カメラ設置について、犯罪抑制の観点と万一犯罪が発生し犯人逃亡時の追跡捜査のため内各自治会で公民館等を中心に設置が進んでいると思います。にもかかわらず毎年毎年三木市、最寄りの駐在所から更に設置を勧められますが、設置費用や設置後のメンテナンス等維持管理負担を勘案するとやみくもに増設することはできません。また、防犯上本来設置が必要にもかかわらず設置できていない空白の地点もあるのではないのでしょうか。自治会単位では全体像は分かりません。三木市行政が主導して、必要と判断される地点に設置をしていただきたい。</p>		
回 答	（担当課）市民生活部 生活環境課	
<p>地域の安全・安心は、地域における安全なまちづくりの取り組みと警察力、行政の施策が効果的に影響を及ぼし合って高まっていくものと考えています。</p> <p>とりわけ重要なことは、地域の日常的な見守り活動をそれに伴っての住民意識の高揚であります。</p> <p>防犯カメラは、設備面から地域の見守り力を部分的に補完するものです。市では自治会など地域団体から防犯カメラの設置を希望される場合、県や三木防犯協会とともに費用の一部を助成しており、毎年、全自治会に制度の情報提供を行っています。</p> <p>市としましては、特に交通量や通行人の多い大型交差点に防犯カメラを設置しています。今後もこのような観点から必要性を検討し整備を進めていくこととしており、地域の居住エリアまで拡大していくことは計画していません。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	7	吉川支所周辺整備について (吉川まちづくり協議会)
(内容)		
<p>吉川支所と健康福祉センターに分かれている機能を一本化し、配置も含めた見直しを行って頂きたい。</p>		
回 答	(担当課) 吉川支所 市民生活課	
<p>吉川支所と吉川健康福祉センターに窓口機能が分かれているため、来庁される市民の皆様にとって一箇所で手続きが終わらないというご不便をおかけしております。</p> <p>そこで、吉川支所(市民生活課と地域振興課)を吉川健康福祉センター内に移し、窓口機能を一本化することで、一箇所で手続きができるように見直しを進めています。</p> <p>なお、吉川健康福祉センターには来館者用として現在約50台の駐車場があります。窓口機能を吉川健康福祉センターに一本化することで通常時においては、来館者用の駐車場が不足するという支障はないと考えております。</p> <p>また、現支所が移転した後の空スペースの活用につきましては、昨年の市政懇談会でいただきました「学習スペース」や「市民交流スペース」などのご意見を踏まえ、現在、市で検討を行っているところです。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	8	学校再編について（吉川まちづくり協議会）
<p>（内容）</p> <p>小学校が統合された後の空いた小学校の利用方法、利用方針について、具体的な話を聞きたい。</p>		
回 答	（担当課）総合政策部 企画政策課	
<p>廃校となる予定の学校の跡地利用について検討するために、令和元年度に庁内関係部署の職員で構成する廃校利活用検討委員会を設置しました。</p> <p>廃校利活用検討委員会では、まずは、行政目的での廃校活用を検討しました。</p> <p>その結果、中吉川小学校については、吉川地域の将来の小中一貫校建設時に必要となる仮校舎として残しておきたいという案があり、また、市内のいずれかの廃校を利用して民間活力によりゴルフアカデミーを実現するという案が出ております。</p> <p>これらの案を引き続き内部で検討しながら、地域の皆さまと利活用について協議させていただくべく、吉川町区長協議会及び吉川町まちづくり協議会にお声掛けをさせていただいているところです。</p> <p>すでに民間事業者からも、利活用についていくつかの提案を受けているものもあり、その内容もお示ししながら今後、具体的に検討を進めさせていただきたいと思っております。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	9-①	(県) 市道路整備等及び管理等について (福吉)
<p>(内容)</p> <p>市道毘沙門上荒川線の拡幅について (福吉地区)</p> <p>中国自動車道 BOX (西宮北29) の拡幅、同道路の通行量緩和のための新たな南北基幹道路の建設当該箇所については、これまで看板設置や照明灯の24時間点灯、また、昨年は路肩(側溝)部分をゴムチップ充填型グレーチング(緑色)への取換えを実施し、安全対策に努めていただいておりますが、見通しの悪い下りカーブという抜本的な“欠陥”による危険性は改善されていないため、拡幅及び歩道の設置を引き続き要望します。</p> <p>※拡幅に向けての経費や技術的な問題で不可能であれば、通行量緩和のための新たな南北道路の建設に向けて検討願いたい。</p>		
回答	<p>(担当課) 都市整備部 道路河川課 吉川支所 地域振興課</p>	
<p>一昨年からの引き続きのご要望で、昨年にも回答しましたが、多額の経費を要することから、現段階では改修の計画はございません。しかしながら、安全対策として、昨年未施工であった側溝グレーチング取替を今年の2月に実施し、コンクリート床版に滑り止めのペイントを施工し、約0.7mの路肩の通行帯を確保したところではあります。</p> <p>また、新たな南北道路の建設については、昨年もお答えしましたが、現状、計画はございません。しかし、吉川町全体の土地利用状況や、県道の整備による交通量の変化も考慮しながら、今後取り組む事業案の一つとして検討していきます。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	9-②	(県)市道路整備等及び管理等について (豊岡)
<p>(内容)</p> <p>県道市野瀬有馬線の補修について(豊岡地区)</p> <p>大型車両の増加に伴う道路の損傷がはげしく、確認のうえ行ってもらっていますが、それを上回る大型車両の通行があり、修繕した隣が損傷しているのが現実です、道路の維持管理をお願いすると共に、大型車両の1日(1か月)の通行両数の制限を決めてもらいたい。</p>		
回答	<p>(担当課)都市整備部 道路河川課 吉川支所 地域振興課</p>	
<p>昨年からの引き続きのご意見につきまして、兵庫県加東土木事務所にて10月上旬に確認したところ、「吉川町内の県道の舗装について、補修が必要なところが多数あることは認識しており、事務所管内で優先順位をつけ、部分的な補修にはなりますが、対処しているところです。昨年度は、豊岡地区内で、3箇所約320mの舗装修繕工事を実施しました。今年度も引き続き事務所管内の緊急性の高いところから部分的補修を実施する予定です。」との回答でした。市としましては、引き続き、適切な維持管理を行っていただくよう要望していきます。</p> <p>また、大型車両の通行数の制限につきましては、公道であるため、特段の重車両でない限り、通行を規制することはできません。ご理解をおねがいします。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	9-③	(県)市道路整備等及び管理等について (吉安上)
<p>(内容)</p> <p>新たな幹線道路の整備要望 (吉安上地区)</p> <p>吉川支所交差点改修に伴い地区南北間の交通量が増加すると予想される中、安全な通行と利便性を確保する為に関西ゴルフ入り口から市道上荒川内神線までの道路の整備を強く要望致します。この案件は令和元年に提案済みでもありますが重ねて要望致します。地区内も昨年より状況の変化があり、県取得の福井・上荒川地区の土地活用として総合射撃場の建設が計画されている中で毘フィールド進入路として吉安上地区関西ゴルフ入り口から吉安上地区と上荒川地区境界までの道路拡幅が予定されておりますが、当該区間北部上荒川からの市道は整備されておられません。</p> <p>吉川支所周辺道路整備はほぼ完了しており今後の吉安上地区から上荒川への交通の増加が予想されます。</p> <p>以上により南北間の安全な通行、利便性を確保する為、吉安上地区と上荒川地区境界から市道上荒川内神線までの道路の整備を御検討頂きます様強く要望致します。</p>		
回 答	(担当課) 都市整備部 道路河川課 吉川支所 地域振興課	
<p>関西ゴルフから市道上荒川内神線までの新設道路の要望は、令和元年5月にいただいておりますが、現状、取り組む計画はございません。</p> <p>また、支所周辺の稲田中央線が10月1日から供用開始しましたが、この開通に伴う北側への交通量の増加は、新たな交通需要が見込まれる特段の要素がないため、現状での交通量の増加は少ないと判断しています。</p> <p>しかしながら、今後、県立総合射撃場の建設等、新たな交通需要が見込まれる場合の、吉安から上荒川方面への道路計画について、現道の拡幅を行うのか、新たな道路を建設するのかは、周辺の土地利用も考慮しながら、今後の検討課題といたします。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	9-④	(県) 道路整備等及び管理等について (大沢)
<p>(内容)</p> <p>県道「みなぎ乃」から「ファミリーマート大沢店」間の県道の補修について (大沢地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装の剥がれ、小さい穴、くぼち等の修理時期</li> <li>・応急対策は一部実行済み</li> <li>・県道を渡る時に段差があり車椅子で横切るのに危険ではないですか。</li> </ul>		
回 答	<p>(担当課) 都市整備部 道路河川課 吉川支所 地域振興課</p>	
<p>県道西脇三田線の舗装の補修について、兵庫県加東土木事務所へ10月上旬に確認したところ、「県道の舗装について、補修が必要なところが多いことは認識しており、事務所管内で優先順位をつけて部分的な補修にはなりますが、対処しているところです。昨年度は、西脇三田線のインターから吉安地内において4箇所約230㎡の補修を実施しました。今年度も引き続き事務所管内の緊急性の高いところから部分補修を実施する予定です。」との回答でした。市としましては、引き続き、適切な維持管理を行っていただくよう要望していきます。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	9-⑤	(県)市道路整備等及び管理等について (新田)
<p>(内容)</p> <p>県道512号線の早期拡幅を(新田地区) 長年、地元住民の要望があり、昨年にも要望させていただきました。</p> <p>以前より優先順位などを理由とした回答ばかりですが、用地の確保はすでにできている範囲もあると聞きます。まだ用地買収など時間のかかるところより、できる箇所からでも工事をお願いしたく、県に働きかけるなどの対応をお願いしたい。</p>		
回答	(担当課) 都市整備部 道路河川課 吉川支所 地域振興課	
<p>吉川地区における県道の道路整備について管理者である兵庫県加東土木事務所へ10月上旬に確認したところ、「昨年度から引き続き、県道広野永福線の畑枝・上荒川地内と県道市野瀬有馬線の南水上地内における道路改良事業、県道西脇三田線の大畑地内、県道加古川三田線の山上地内において歩道整備事業を進めており、吉川地区において、順次、社会基盤整備プログラムに基づき改良事業を進めています。現在のところ、新田大沢線は社会基盤整備プログラムに位置づけされていませんが、今後、当プログラムの見直し時(令和5年度)に検討を行います。」との回答を得ています。</p> <p>市としましても、吉川地区の主要幹線となる県道の道路整備については、吉川地区の発展並びに安全に不可欠と考えており、順次、整備ができるよう県と調整してまいります。</p> <p>※社会基盤整備プログラムとは、県民局単位で、地域の課題やニーズを踏まえた社会基盤整備を計画的・重点的に推進し、事業評価制度と併せて公共事業執行の透明性を確保することを目的に、平成26年6月に前後期5年合わせて10年の計画として策定されたもので、現行は平成31年3月に見直しが行われた社会基盤整備プログラムが執行されています。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	9-⑥	(県)市道路整備等及び管理等について (前田)
<p>(内容)</p> <p>県道316号広野永福線の拡幅について(前田地区)</p> <p>上吉川地区の悲願でもある県道316号広野永福線の福井～畑枝間の拡幅が未施工のまま長年放置されている。合併以前からの要望でもあり現況を聞かせてほしい。(危険な箇所を通学路を迂回して遠回りしている。)</p>		
回答	<p>(担当課) 都市整備部 道路河川課 吉川支所 地域振興課</p>	
<p>吉川地区における県道の道路整備について管理者である兵庫県加東土木事務所へ10月上旬に確認したところ、「昨年度から引き続き、県道広野永福線の畑枝・上荒川地内と県道市野瀬有馬線の南水上地内においての道路改良事業、県道西脇三田線の大畑地内、県道加古川三田線の山上地内において歩道整備事業を進めており、吉川地区において、順次社会基盤整備プログラムに基づき改良事業を進めています。」との回答でした。</p> <p>また、県道314号線(広野永福線)の未改良区間の整備について確認したところ、「県では、整備の優先度を区分した上で社会整備基盤プログラムに位置づけ、計画的に事業推進に取り組んでいます。この区間は、社会基盤整備プログラムでは、事業調整箇所として位置づけされており、今後は事業化に向け課題を整理していくことになります。」との回答を得ています。</p> <p>市としましては、畑枝・上荒川地区の道路改良に引き続き、この区間を次期工事区間と位置づけしていただけるよう、県に協力し課題の解決に取り組んでまいりますので、地権者も含めた道路整備に対する意識の醸成等をよろしくお願ひします。</p> <p>※社会基盤整備プログラムとは、県民局単位で、地域の課題やニーズを踏まえた社会基盤整備を計画的・重点的に推進し、事業評価制度と併せて公共事業執行の透明性を確保することを目的に、平成</p>		

26年6月に前後期5年合わせて10年の計画として策定されたもので、現行は平成31年3月に見直しが行われた社会基盤整備プログラムが執行されています。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	9-⑦	(県) 市道路整備等及び管理等について (福吉)
<p>(内容)</p> <p>市道長尾福吉線の部分拡幅 (福吉地区)</p> <p>当該市道は近隣市への通り抜け道路として近年、通行量が増えています。幅員が狭く、対抗車両の行き違いによるトラブルも発生しています。昨年度も要望し、『用地所有者及び近隣住民の同意があれば検討する。』との回答をいただいています。整備用地は市道及び水路の法面敷並びに水路の暗渠化等により施工できると考えています。近隣住民や隣接地権利者の同意も得ています。各待避所の延長は30m程度、有効幅員は6m程度を希望します。待避所設置希望個所は次の5カ所を予定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①福吉字埜亭畑385番地先</li> <li>②福吉字荒堀438・439番地先</li> <li>③福吉字フロケ谷498・538番地先</li> <li>④福吉字フロケ谷538番地先</li> <li>⑤福吉字奥ノ谷250番地先</li> </ul>		
回答	(担当課) 都市整備部 道路河川課 吉川支所 地域振興課	
<p>待避所の要望について、近隣住民や隣接地権利者の同意も得ておられることから、設置について前向きに検討してまいります。なお、設置個所については地元と調整させていただきます。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	9-⑧	(県)市道路整備等及び管理等について (福吉)
<p>(内容)</p> <p>市道路面破損個所等の補修 (福吉地区)</p> <p>(1) 市道福吉7号線の中国自動車道福吉跨道橋西詰～同赤松BOXの間。昨年も要望し、『部分補修を実施する。』との回答をいただいておりますが、まだ実施されていませんので、改めて要望します。</p> <p>(2) 中国自動車道(下り線)赤松BOX内</p> <p>(3) 福吉字向井山467番地先の市道に設けられている横断水路のグレーチングにがたきがあるため、車の通過時に外れて水路に立ち上がることがあり危険な状態になっている。横断水路の改修とグレーチングの固定をお願いしたい。現在、番線でグレーチングを連結し、応急措置している。</p> <p>(4) 福吉字埜亭畑378番の市道の排水路側の一部が陥没している。放置していると陥没が拡大し通行に支障を来すため、早急に補修願いたい。</p>		
回答	(担当課) 都市整備部 道路河川課 吉川支所 地域振興課	
<p>(1)</p> <p>ご要望の箇所は一昨年から舗装補修要望を受け、部分補修する範囲も確認できていますが、限りある予算の中で、交通量等の条件を考慮した結果、昨年は工事を実施できず、申し訳ございませんでした。本年度に舗装の打替えを予定しており、実施の時期につきましては、区長様とご相談させていただきます。</p> <p>(2)</p> <p>ご指摘のあった、中国自動車道(下り線)赤松BOX内で、舗装の破損個所を確認しました。通行に支障がないように、破損箇所について、10月2日に補修いたしました。</p>		

(3)

令和元年12月16日付けで補修要望が出され、現地も確認しています。グレーチングの交換だけでは、がたつきを解消できないと判断し、横断側溝からのやり直しする箇所として予定しています。実施の時期につきましては、他事業と調整のうえ、区長様とご相談させていただきます。

(4)

ご指摘のあった、排水路横の陥没を10月1日に確認しました。業者に依頼しU字溝の目地補修と陥没補修を年内に実施します。補修が完了するまでの間は、注意喚起のため、バリケード等を設置しています。

市道については、定期的にパトロールを行い、損傷があれば応急措置を行うとともに、必要に応じて、業者による舗装修繕を行っていますが、この度のように、舗装の損傷等に気づかないことがございますので、道路管理において問題があれば、地域振興課まで連絡いただきますようお願いいたします。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	9-⑨	(県)市道路整備等及び管理等について (福吉)
<p>(内容)</p> <p>県道上荒川三田線のカーブ反射板の増設(福吉地区)</p> <p>昨年、同県道の福吉字平井308・309番地先付近にカーブ反射板5基設置していただいたが、設置後もカーブ反射板が途切れた付近から車が2度転落している。上荒川方面に向け、1～2基増設願いたい。</p>		
回答	<p>(担当課) 都市整備部 道路河川課 吉川支所 地域振興課</p>	
<p>ご要望について、市では10月1日に現地を確認し、道路管理者である兵庫県加東土木事務所に伝えました。県では、「現状を確認の上、適切に対応する」との回答で、10月上旬には県においても現地を確認済みと聞いております。</p> <p>県道での交通安全上支障になるようなことがありましたら県に連絡をしますので、地域振興課までご連絡をお願いします。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	10	水路からの越流について（大沢）
<p>（内容）</p> <p>旧道「みなぎ乃うら」から「吉川中学校前」間の水路について、近年、用水路の北側の造成により、大雨による用水路からのあふれ出しがよく見られます。</p>		
回答	<p>（担当課）都市整備部 道路河川課 吉川支所 地域振興課</p>	
<p>ご指摘の水路については、市道大沢1号線に付随する水路で吉安土地改良区が管理する奥山用水路の流末にあたります。用水路北側の造成とは、吉川インター北側の太陽光発電の施設や工場の敷地増設のこととお聞きしております。藤井電機店さんの西側水路や蓮池からの排水路と奥山用水路が合流しているところで、水位が上昇しやすく、あふれ出しが発生しやすくなっており、大雨により、水路があふれ出した場合は水路に土のうの並べてもらう以外の対策がないのが現状です。</p> <p>奥山水路については、これまで、県道改修に伴い、洪水時のための放流設備が5箇所設けられており、藤井電機さんの東側にも放流施設の1つがあり、大雨の時には、ゲートを開け、水位の上昇に対応するようになっています。</p> <p>今後も、現状の水路の流下状況を注視しながら、用水路管理者である吉安土地改良区やため池管理者とも連携し、大雨の時の水位の抑制に努めてまいります。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	1 1	吉川インターバス停付近の違法駐車対策について（大沢）
<p>（内容）</p> <p>吉川インターバス停付近の違法駐車により、見通しが悪く危険である、私有地に入ることができない場合がある、草刈りができないなどの不都合が生じている。昨年の回答では「三木警察と連携を取りながら対応する、駐車場の拡張について前向きに検討する」と回答を得ていますが、その後の経過説明をお願いします。</p>		
回 答	（担当課）都市整備部 交通政策課	
<p>令和元年度においては、既存の吉川インター駐車場に隣接する用地を駐車場として拡張するべく当該地権者と交渉を進めてきましたが、残念ながら合意には至りませんでした。</p> <p>しかしながら、その後、吉川インターバス停付近に駐車場として利用できる候補地を地域から御提案いただいております。</p> <p>このため、当該地権者と協議し、駐車場の拡張について前向きに検討したいと考えます。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	1 2	市からの報告をメール等でできないか (大沢)
<p>(内容)</p> <p>三木市から行事等のある返信について、メールでできないでしょうか。</p>		
意見・提言	1 5	区長の業務軽減について (富岡)
<p>(内容)</p> <p>区長の仕事の軽減 区長に対し行政からの依頼が多すぎます、地区の代表であるのはわかりますが、区長に押し付けすぎです、行政はもっと汗を流してください。</p>		
回 答	(担当課) 市民生活部 市民協働課	
<p>区長の業務負担軽減としては、まずは自治会を通じた市からの配布物の削減を全庁的に取組んでいます。今年度から全戸配布を原則行わないこととしており、回覧についても周知のために必要なものに限定しています。また、市以外の他の団体からの回覧の削減も取組んでいます。</p> <p>市から区長へ回答をお願いしているものにつきましては、吉川町公民館でも受取りを行っています。メールで可能なもので区長の負担軽減となるものにつきましては、実施に向けて検討いたします。</p> <p>今後も引き続き地域と行政が一緒になって区長の負担軽減を進めてまいりたいと考えています。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区															
意見・提言	13	防災ラジオの配布（富岡）														
<p>(内容)</p> <p>防災用ラジオの配布 地区防災組織を使つての連絡網では緊急時特に夜間は避難勧告指示が伝わらない。九州の豪雨災害でもラジオが役立っていたとの報道もされていた、各戸に防災用ラジオを配布し対象地域に情報が早く正確に伝わるよう検討をお願いします。</p>																
回 答	(担当課) 総合政策部 危機管理課															
<p>市では、地震発生時や災害発生又は発生の恐れがある場合の緊急情報の発信手段として、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）をはじめ緊急速報メール（エリアメール）、三木安全安心ネット、市ホームページ、市公式フェイスブック・ツイッター、FMみつきい、NHK・サンテレビ等、市広報車などにより情報伝達を行うこととしています。避難情報については、自治会長、民生児童委員へメールや電話で連絡しています。</p> <p>また、今年8月には、スマートフォンや携帯電話をお持ちでない方を対象とした緊急通知システムを導入しています。このシステムは、自宅固定電話かFAXに市からの災害時の情報を送信するものです。防災ラジオ等の導入についても検討しましたが、このシステムを導入することとなりました。</p> <p>このように市では様々な方法で、災害時の重要情報を市民の皆さまへお届けすることを考えておりますので、ご理解よろしくお願いします。</p> <p>《主な情報伝達手段》</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>情報伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スマートフォンや携帯電話の所有者</td> <td>緊急速報メール（エリアメール）</td> </tr> <tr> <td>三木安全安心ネット登録者</td> <td>Jアラートメール、県市からのメール</td> </tr> <tr> <td>インターネットを見ることができる人</td> <td>市ホームページ、市フェイスブック、市ツイッター</td> </tr> <tr> <td>ラジオ</td> <td>FMみつきい</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>NHK・サンテレビ等のテロップ</td> </tr> <tr> <td>緊急通知システム登録者</td> <td>自宅固定電話若しくはFAX</td> </tr> </tbody> </table>			対 象	情報伝達方法	スマートフォンや携帯電話の所有者	緊急速報メール（エリアメール）	三木安全安心ネット登録者	Jアラートメール、県市からのメール	インターネットを見ることができる人	市ホームページ、市フェイスブック、市ツイッター	ラジオ	FMみつきい	テレビ	NHK・サンテレビ等のテロップ	緊急通知システム登録者	自宅固定電話若しくはFAX
対 象	情報伝達方法															
スマートフォンや携帯電話の所有者	緊急速報メール（エリアメール）															
三木安全安心ネット登録者	Jアラートメール、県市からのメール															
インターネットを見ることができる人	市ホームページ、市フェイスブック、市ツイッター															
ラジオ	FMみつきい															
テレビ	NHK・サンテレビ等のテロップ															
緊急通知システム登録者	自宅固定電話若しくはFAX															

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	14	交通安全対策について（富岡・みなぎ台北）
<p>（内容）</p> <p>①富岡地区 自動車の速度抑制策 富岡公会堂前は道幅が狭い割には朝夕ゴルフ場利用者と思える大型車がかなり速度で数多く走行している、警察に横断歩道の設置を要望したが道路幅の関係で芳しい返答がもらえなかった、小学校の登校時の集合場所であり高齢者がグランドゴルフを楽しんでいるので速度抑制の方法を考えてください。</p> <p>②みなぎ台北地区 信号機の時差式対応について みなぎ台への入口(北側)で以前は右折について時差式となっていたが現在はなっていない。危険度が高く時差式に戻してほしい。</p>		
回答	（担当課）市民生活部 生活環境課	
<p>①          現地確認したところ朝の通勤時間帯の富岡公民館付近の通過車両は県道大川瀬吉川線から上吉川小学校方面は通勤車両と考えられますが、公民館近くのカーブでも速度を落とさない車が多く（ブレーキランプが点かない）一定程度の通行車両が見られるため、速度が出たまま通過する車両に対しての速度抑制啓発の電柱幕を設置します。</p> <p>②          三木警察署に確認したところ、みなぎ台入口の信号機についてはご指摘のとおり令和元年8月ごろに時差式を変更したことが確認できました。この変更については警察庁からの「交差点での正面衝突の事故を減少させるための措置として時差式信号を無くしていく」との方針に基づき実行したものであり、復活させる条件としては交差点を三叉路とする必要があるとの回答でした。</p> <p>今回のご要望を実行するためには「みなぎ台北」自治会はもとより吉川町全体で協議いただき、大畑2号線の自動車の通行を停止することについて同意いただくことが前提となります。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	吉川地区	
意見・提言	16	住宅地外周の除草作業について (みなぎ台東)
<p>(内容)</p> <p>みなぎ台東自治会内住宅地外周のガケ側（みなぎ台1-22-1～1-23-7）において、以前は三木市で除草作業を行われていたのですが、現在行われていない状態なので、再度除草作業の方お願いします。</p>		
回答	<p>(担当課) 産業振興部 農業振興課 吉川支所 地域振興課</p>	
<p>ご要望の箇所については、みなぎ台の残地森林のところですが。みなぎ台の残地森林の除草作業については、住宅地の外周部1mを基本に夏場と秋の2回を目途にシルバー人材センターに委託して実施しております。</p> <p>本年につきましては、夏場の除草作業を熱中症対策として午前中のみの作業としたため、昨年より作業期間が長くなりましたが、9月末には作業が終了しております。2回目については、11月下旬に作業予定です。</p> <p>今後も適切な時期に除草作業が実施できるよう努めてまいります。ご理解をお願いいたします。</p>		

<メ モ>

A series of horizontal dotted lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.